

# 令和8年度 茨城県地域職業訓練実施計画

茨 城 県  
茨 城 労 働 局  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部

# 目次

## 第1 総則

- 1 計画のねらい
- 2 計画期間
- 3 計画の改定

## 第2 労働市場の動向と課題等

- 1 労働市場の動向と課題
- 2 令和7年度における公的職業訓練をめぐる状況

## 第3 令和8年度の公的職業訓練の実施方針

## 第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

- 1 離職者に対する公的職業訓練
- 2 在職者に対する公共職業訓練等
- 3 学卒者等に対する公共職業訓練
- 4 障害者等に対する公共職業訓練

## 第5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

## **第1 総則**

### **1 計画のねらい**

本計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るため、同法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、地域の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中におけるこれら公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上を図るものである。

また、本計画を実施する際に、茨城県、茨城労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部等関係機関が相互に連携を図り、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

### **2 計画期間**

計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### **3 計画の改定**

この計画は、本県の労働市場の動向、求人・求職ニーズ、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、茨城県、茨城労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部の協議により改定するものとする。

## **第2 労働市場の動向と課題等**

### **1 労働市場の動向と課題**

茨城県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、一段と改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。

一方、高齢化や若年者の流出等による生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化しており、社会全体での有効な人材活用のためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材育成を推進するためには、

離職者の再就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル人材については、質・量ともに不足していることと、デジタル人材が都市圏へ偏在しているといった課題を解決するために、その育成・確保が重要かつ喫緊の課題となっており、デジタル分野の訓練の環境整備をより一層推進する必要がある。

また、フリーター・ニートを含む若年者、出産・子育て等によりキャリアを中断した女性、高齢者、就職氷河期世代を含む中高年層、障害者、ひとり親、生活保護受給者等、多様な人材の活躍を推進するため、個々の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、その職業の安定を図ることが必要である。

## 2 令和7年度における公的職業訓練をめぐる状況

・令和7年度の新規求職者は令和7年12月末現在で68,276人（前年同月比99.0%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は38,094人（前年同月比101.8%）となっている。

※特定求職者に該当する可能性のある者＝新規求職者－（雇用保険受給者＋在職者）

・令和7年度の職業訓練の受講者数及び就職率は以下のとおりである（令和7年12月現在）

訓練区分	実施機関・コース別		受講者数（※1）	就職率
公共職業訓練 （離職者訓練）	茨城県（委託訓練）		672人	69.3%（※2）
	ポリテクセンター茨城		290人	90.4%（※2）
求職者支援訓練	民間職業訓練 実施機関	基礎コース	36人	65.5%（※3）
		実践コース	683人	54.2%（※3）
在職者訓練	茨城県		744人	
	ポリテクセンター茨城		1,049人	
学卒者訓練	茨城県		281人	89.1%
障害者訓練	茨城県		37人	87.5%

（※1）令和7年4月～12月までに開講した訓練コースの受講者数

（※2）公共職業訓練は、令和7年9月までに修了した訓練受講者の修了3か月後の就職率

（※3）求職者支援訓練は、令和6年度に茨城県内で開講した訓練を修了した者の、修了3か月後における雇用保険適用就職率

## 第3 令和8年度の公的職業訓練の実施方針

令和6年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 「介護・医療・福祉分野」では応募倍率が低く、就職率が高かったこと
- ② 「IT分野」「デザイン分野」では応募倍率が高く、就職率が低かったこと
- ③ 求職者支援訓練の「医療事務分野」で実施がなかったこと
- ④ 委託訓練の計画数と実績が乖離していること（令和6年度も同様の傾向）
- ⑤ デジタル人材が質・量ともに不足していること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和8年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、引き続き、訓練実施施設や職場見学会等への参加を積極的に奨励し、介護分野や訓練内容の理解を促すとともに、応募・受講しやすい日程調整を行い、受講勧奨の強化を図る。

②については、特に就職率の向上に向け、本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。また、ミスマッチ低減のため、引き続き、事前説明会・見学会の機会確保とともに、訓練窓口職員のITリテラシーの更なる向上を図る。あわせて、訓練部門と求人部門が連携の上、訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保の推進を図る。

eラーニングコース受講者に対しては、担当者制による丁寧な就職支援に取り組むとともに、情報提供や就職への意識づけ、動機づけを強化し、就職率向上を図る。訓練実施機関においては、オンラインによる交流機会の設定など、受講者のモチベーション維持を図る工夫に努める。

③については、機構及び労働局が連携し、求職者支援訓練実施機関の開拓を行い、eラーニングも含めた適正規模でのコース設定を促進する。

④については、引き続き、開講時期の柔軟化、受講申し込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報、適正規模でのコース設定等、受講者増加のための取組を行う。

⑤については、引き続き、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

## 第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

### 1 離職者に対する公的職業訓練

#### (1) 離職者に対する公共職業訓練

##### ア 対象者数及び目標

訓練区分等		実施主体・コース等		対象者数	就職率目標
離職者訓練 1,255人	施設内訓練 376人	ポリテクセンター茨城		376人	82.5%
		うち日本版デュアルシステム※		60人	
	委託訓練 879人	茨城県	知識等習得	726人	75%
			長期高度人材育成	18人	
			刑務所出所者向け	24人	
			建設人材育成	60人	
企業実習付委託訓練 日本版デュアルシステム※	51人				

※日本版デュアルシステムとは企業実習と座学と一体的に組み合わせた訓練

##### イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

##### ① 職業訓練の内容等

- ・職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあっては、茨城県が能開法第16条第1項または第2項の規定に基づき設置する施設において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。

- ・国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。

- ・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、職業相談、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

- ・委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけデジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。

## ② 分野に応じた訓練コースの設定等

### <IT分野、デザイン分野について>

- ・デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。

- ・求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか検討した上で、求職者の職業能力や求職条件等に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識向上のための研修や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練部門と求人部門が連携の上、訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保の推進を図るとともに、訓練受講により習得できるスキル（資格など）を求人企業に訴求するため、ジョブ・カードやポートフォリオの活用を推進することなどにより就職機会の拡大を図る。

### <介護・医療・福祉分野について>

- ・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。

- ・求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、ハローワークにおいてセミナー等を開催するとともに、訓練施設や職場見学会等への参加を積極的に働きかける。

- ・職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

### <その他の分野について>

- ・ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。

## ③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者や、刑務所を出所した者等特別な配慮・支援を必要とする求職者等に対し、実施期間・時間、求職者の特性に配慮した訓練コースや、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

・これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

## (2)求職者支援訓練

### ア 対象者数及び目標

訓練の種類別	訓練分野	地域別※	対象者数		就職率目標
			地域優先枠	全県共有枠	
基礎コース		県央	60人	90人	60%
		県南	60人		
		県北・鹿行・県西	75人		
	小計	195人			
	合計		285人		
実践コース	IT分野	県全域	—	120人	63%
	デザイン（WEB系）分野	県全域	—	105人	
	営業・販売・事務分野	県央	60人	195人	
		県南	90人		
		県北・鹿行・県西	106人		
	医療事務分野	県全域	—	30人	
	介護・医療・福祉分野	県全域	—	165人	
	その他	県全域	—	135人	
	小計		256人	750人	
合計			1,006人		
基礎コース+実践コース 合計			1,291人	—	

※地域別（公共職業安定所管轄）：県央地域（水戸・笠間・常陸大宮） 県南地域（土浦・常総・石岡・龍ヶ崎）  
 県北地域（日立・高萩） 鹿行地域（常陸鹿嶋） 県西地域（筑西・下妻・古河）

### イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

#### ① 職業訓練の内容等

・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の20%程度

実践コース 訓練認定規模の80%程度

・地域優先枠の設定に当たっては、各地域において一定程度の訓練コースを設定する必要があることから、訓練認定規模の35%程度で設定する。（eラーニングコースは地域優先枠の対象外とする。）

・新規参入となる職業訓練の上限（以下「新規参入枠」という。）は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 30%

実践コース 訓練認定規模の 30%

・求職者支援訓練は、茨城県地域職業訓練実施計画に即して四半期ごとに認定するものとする。  
（※認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページで周知する。）

・認定単位期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

（イ）新規参入枠は、茨城県内の雇用情勢に精通している訓練実施機関のうち、職業訓練の案等が良好なものから認定。

（ロ）（イ）以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定。

・一の認定単位期間における新規参入枠以外の認定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の余剰定員を新規参入枠へ振り替えることも可能とする。

・基礎コースにおいて、訓練コースが選定又は認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の全県共有枠と地域優先枠間の振り替え及び同一年度内の次期認定単位期間以降の同種別の定員枠への繰り越しを可能とする。

・実践コースの各分野において、訓練コースが選定又は認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の全県共有枠と地域優先枠間や他分野への振り替え及び同一年度内の次期認定単位期間以降の同種別の定員枠への繰り越しを可能とする。

・認定後に中止となったコースの定員は、翌月以降の同種別の訓練コースの定員変更（増員）への振り替え及び同一年度内の次期認定単位期間以降の同種別の定員枠への繰り越しを可能とする。

・認定コースの余剰定員や中止コース等の余剰定員について、第3及び第4四半期においては、基礎コースと実践コース間の振り替えも可能とする。

・eラーニングコースについては、認定規模の25%程度を目処とし、各認定単位期間の定員数及び認定分野については、茨城労働局と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部との協議により決定する。なお、茨城県に新たに参入するeラーニングの実施機関については、当面の間、原則として新規参入枠での参入は認めないものとする。

・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけデジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。

## ② 分野に応じた訓練コースの設定等

<IT分野、デザイン分野について>

・デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。

・求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか検討した上で、求職者の職業能力や求職条件等に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識向上のための研修や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練部門と求人部門が連携の上、訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保の推進を図るとともに、訓練受講により習得できるスキル（資格など）を求人企業に訴求するため、ジョブ・カードやポートフォリオの活用を推進することなどにより就職機会の拡大を図る。

#### <介護・医療・福祉分野について>

・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。

・求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、ハローワークにおいてセミナー等を開催するとともに、訓練施設や職場見学会等への参加を積極的に働きかける。

・職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

#### ③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等でも受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練（eラーニングを含む。）コースの設定を推進する。

### (3) 職業訓練の効果的な実施のための取組

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、訓練効果を把握・検証して訓練カリキュラム等の改善を図る。

令和7年度に効果検証を実施したデジタル分野（IT系）においては、検証結果を踏まえた以下の改善促進策に取り組むこととする。

- ・開発系の知識・スキル習得を意識したカリキュラム配分と、資格取得を意識したカリキュラム設計の検討にあわせて、実務レベル相当の訓練実施に向けた検討を進める。
- ・IT業界の実務でも必要とされるコミュニケーション能力とチームワークを育成するため、模擬プロジェクトや課題解決型演習、プレゼンテーション演習、訓練成果発表会など、実務に近いチーム演習の実施の促進を図る。
- ・IT企業による企業説明会の定期開催や、現役エンジニア・プログラマーによる職業講話等を通じて、訓練受講者が企業から直接情報を得る機会の設定を促進。
- ・訓練修了者等を採用するメリットや好事例等を求人者マイページやセミナー等で広く周知するほか、リーフレットやホームページ、SNS等を活用し公的職業訓練の認知度向上を図る。
- ・令和8年度の検証対象分野を「デジタル分野（Web デザイン）」として訓練効果の把握・検証

を行う。

## 2 在職者に対する公共職業訓練等

### (1) 対象者数

訓練区分等	実施主体・コース等	対象者数
公共職業訓練 (在職者訓練) 2,879人	茨城県	1,394人
	ポリテクセンター茨城	1,485人
生産性向上支援訓練	生産性向上人材育成支援センター(ポリテクセンタ ー茨城等内)	1,080人

### (2) 職業訓練の内容等

- ・在職者訓練については、企業のニーズ等を踏まえ、民間教育訓練機関において実施することが困難なものづくり分野を中心に、IT活用や生産性向上等、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応した高度な訓練を実施し、中小企業等の人材育成を支援する。
- ・ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、DX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・さらに、生産性向上人材育成支援センター(ポリテクセンター茨城等内に設置)においては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上等の企業の課題やニーズにあわせて訓練を実施する。
- ・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、職場での業務改善や事業所の生産性向上、現場力の強化など訓練の受講により生じた効果を確認する。
- ・事業主等に対し、在職者訓練等の受講による従業員のスキル向上及び生産性向上等の訓練効果を広く周知し、在職者訓練等の受講促進を図る。

## 3 学卒者等に対する公共職業訓練

### (1) 対象者数及び目標

訓練区分等	実施主体・コース等		対象者数	就職率目標
学卒者訓練 550人	茨城県	産業技術専門学院	370人	95%
		情報テクノロジー大学校	180人	

### (2) 職業訓練の内容等

- ・産業の基盤を支える人材を養成するために、産業技術専門学院等において、最新の技能・技術に対応できる人材を養成する。
- ・近年の急速なデジタル化の進展による高度デジタル人材の需要の増加に対応するため、令和8年4月から県立産業技術短期大学校(IT短大)を情報テクノロジー大学校へ移行し、質と量

の両面からデジタル人材の育成を強化する。

- ・職業訓練と学校教育との密接な連携の下、地域人材の育成を図っていく。また、離職者向けの施設内訓練を学卒者訓練の普通課程に位置づけ、学卒者のみならず、社会人の更なる入校促進を図る。

#### 4 障害者等に対する公共職業訓練

##### (1) 対象者数及び目標

訓練区分等	実施主体・コース等		対象者数	就職率目標
障害者訓練 60人	茨城県	施設内訓練	20人	70%
		委託訓練 40人	知識・技能習得訓練コース	10人
	実践能力習得訓練コース		30人	

##### (2) 職業訓練の内容等

- ・産業技術専門学院等において、職業訓練上特別な支援を要する障害者を受け入れて、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえた職業訓練を実施する。
- ・訓練受講生の拡大に向けて、障害福祉サービス利用者の就労促進に向けた障害者職業訓練の誘導等に取り組む。
- ・就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの設定を促進しつつ、企業ニーズの把握に努め、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組むなど、訓練の質向上に向けた取組を推進する。あわせて、PDCA評価を適切に実施することにより、就職率の上昇と、計画数と実績の乖離の解消に取り組む。
- ・障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに加え、障害種別が多様化していることを踏まえ、一人一人の障害特性に応じた訓練コースの設定に努める。

### 第5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

#### 1 関係機関との連携

公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、公的職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い協力が不可欠である。

このため、令和8年度においても、茨城県地域職業能力開発促進協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の人材ニーズを踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

#### 2 公的職業訓練の周知・広報、受講勧奨

公的職業訓練のより効果的な周知と適切な受講勧奨を図るため従前より実施している地方自治体や地域若者サポートステーション等へのハロトレガイドブックの郵送による周知に加え、訓練実施

機関と連携した訓練セミナーや訓練コース説明会、見学会の実施による周知のほか、ホームページや SNS 等も積極的に活用し、職業訓練を必要としていながら制度を認知していない者等に対しても周知・広報を行う。なお、周知に当たっては、職業訓練受講給付金制度等についてもあわせて行う。

また、ハローワークにおいては、求職者に対して公的職業訓練制度を説明するとともに、安定就職のために職業訓練の受講が必要と認められる者に対して積極的に受講勧奨を行う。その際、現在の求人状況や訓練受講中に取得できる技能・資格、訓練修了後の就職状況なども説明し、求職者に最も効果的な職業訓練を勧奨する。

### 3 地域リスキリング推進事業の実施

デジタル技術の進展や産業構造の急激な変革が見込まれる中、成長産業・分野への円滑な労働移動や生産性向上を実現していくため、リスキリングの推進に資する事業を実施する。

なお、令和8年度に県が実施する事業については以下のとおりであるが、事業の追加、変更等が生じた場合には、茨城県地域職業能力開発促進協議会に報告することとする。

《地域リスキリング推進事業一覧》

事業実施団体	茨城県
事業名	リスキリング推進事業
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リスキリング推進体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官で構成する茨城県リスキリング推進協議会の運営</li> </ul> </li> <li>○リスキリングについての意識啓発・機運醸成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民、県内企業経営者等を対象としたシンポジウム、ワークショップ等の実施</li> <li>・リスキリングに係る WEB サイトの運営</li> <li>・リスキリング推進宣言制度、顕彰制度の実施</li> </ul> </li> <li>○スキル習得に係る支援策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の在職者を対象とした体系的なデジタルスキル習得プログラムの実施</li> <li>・県内中小企業等を対象としたデジタルスキル習得に係る補助</li> </ul> </li> </ul>
事業費	72,213 千円

## ハロートレーニング（離職者向け）の令和8年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

都道府県名：茨城

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） 十求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	263	0	143	0	120
	営業・販売・事務分野	817	0	366	0	451
	医療事務分野	78	0	48	0	30
	介護・医療・福祉分野	344	0	179	0	165
	農業分野	24	0	24	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	158	0	53	0	105
	製造分野	352	0	0	352	0
	建設関連分野	60	0	60	0	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	165	0	6	24	135
求職者支援訓練（基礎コース）		285	0	0	0	285
合計		2,546	0	879	376	1,291
（参考） デジタル分野		632	0	196	211	225

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。